

◎ 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号）の一部を次のように改正し、2023 年 3 月 18 日から施行する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p><b>第 7 条</b> 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5 割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(割引率)</p> <p><b>第 7 条</b> 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5 割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p><u>2 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。）第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合にあっては、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u></p> <p>(以下略)</p>